



浅草演芸ホールにて  
社員研修旅行 (2017/9/8)

相続対策が本屋さんでも山積みになっています。これも相続税改正（増税・平成27年）が大きく影響しています。

資産家だけでなく一般サラリーマンも心配し始めました。

さあそこで相続対策ですが、遺言書があれば一件落着か。そんなことはありません。

遺言書があったことで揉め、争いになるケースもたくさんあります。

「なんだ私にはこれっぽち・・・。」遺言書が兄弟争いのもとを作ってしまいます。

遺言書を絶対作っておいてほしいケースは次のようなケースです。

#### 遺言書を作っておくべきケース

- ① まずお子さんがいない場合です。配偶者への財産分けがポイントです。
- ② 兄弟姉妹が法定相続人になる場合で甥・姪が相続人になる場合の処遇です。
- ③ 再婚の場合で、連れ子なり前の配偶者との子

がいる場合の処遇です。

- ④ 認知した子がいる場合。
- ⑤ 遺言書作成の一番の目的でもある、特定の人に財産を残したい、あげたい場合。
- ⑥ 相続人が存在せず、財産が国庫に入ってしまうことが予想できる場合。
- ⑦ 法定相続分とは異なる財産分けをしたい場合。

遺言書はすべて相続を解決してくれるわけではなく、ひとつの指針です。よく意味するところを理解したいところです。

何とんでも「兄弟仲良く」が一番です。それに勝るものはありません。

そのためには、生前の家族の過ごし方が相続対策の根底にあります。

来月は痴ほう症のケースなど考えてみたいと思います。

## 遺言書」が相続対策の絶対ではない



120年ぶりに

## 民法が変わります



一般市民の最も身近な法律である「民法」が、制定以来 120 年ぶりの大改正により、大きく様変わりします。改正民法は 2017 年 6 月 2 日に公布され、その施行時期は「一部の規定を除き、民法の一部を改正する法律の施行の日」とされ、2020 年 4 月ごろとなる模様です。改正民法では、契約に関する規定が大きく見直され、特に事業者にとって対応・準備に時間を要する重要項目が多いため、公布から施行まで 3 年もの期間が置かれています。今月と来月で、中小企業の実務への影響が大きいと思われる改正点をご紹介します。

## 1. 消滅時効の統一

改正後は、商品販売等による売掛債権の消滅時効が 5 年へと長期化することになるため、企業実務に少なからぬ影響が及ぶことが予想されます。債権管理のためのシステムやマニュアルの見直しなどに早めに着手することをおすすめします。

## 消滅時効とは

売掛金の支払いや貸付金の返済などを請求する権利（債権）は、一定の期間が経過すると消滅し、もはや請求できなくなることがあります。これを「消滅時効」制度といいます。

## 損害賠償を除く「通常の商取引による債権」の時効期間

改正前（現行規定）		改正後
※下記の時効期間は、権利を行使できる時から進行		
原則	10年 ◆ 税理士・司法書士・社会保険労務士等の報酬 etc.	i) 債権者が権利を行使することができることを知った時から「5年」 又は ii) 権利を行使することができる時から「10年」  ↓ ◀ 実質的に「5年」に統一 ▶
短期消滅時効	1年 ◆ ホテル・旅館の宿泊料 ◆ 飲食店・料理店の飲食料 etc.	
	2年 ◆ 商品・製品の販売代金 ◆ 弁護士の報酬 etc.	
	3年 ◆ 病医院の診療費 ◆ 土木建築工事の請負代金 etc.	

## 2. 売買された物に瑕疵(欠陥)があった場合の売主の責任に関するルールの変更

「瑕疵」ではなく、「種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合していないもの」への変更とともに、買主の救済手段が拡充(追完請求、代金減額請求、損害賠償請求、契約解除)されました。ただし、追完請求等をするにはその不適合を知った時から 1 年以内にその旨を売主に通知しなければ救済手段を行使することができません。

## 買主の救済手段

追完請求



代金減額請求



損害賠償請求



契約の解除





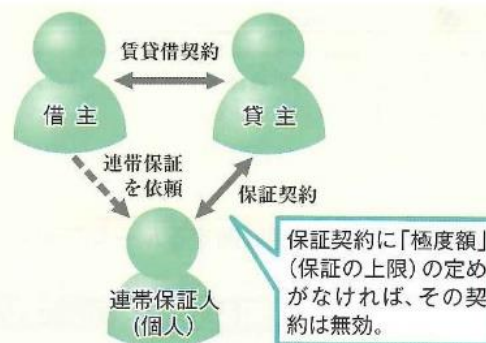
### 3. 不動産賃貸業に影響を及ぼす諸改正

#### ① 個人保証人の保護ルールの強化

これまでの民法では、家賃滞納、賃貸物件の多大な損傷等で連帯保証人が予想以上に多額の損害賠償を求められる事もありました。例えば居住者の自殺による忌み物件などがそれにあたります。

改正民法では保証契約に「極度額」（保証の上限）の定めがなければその契約は無効になります。例えば極度額が「50万円」と記載があればそれを超える保証は負わなくてもよくなります。

図表4 個人保証の新ルール②——「極度額」の定め



#### ② 賃貸借物件の修繕に関するルールの明文化

今までは借主が故意又は過失で物件を傷つけた場合には、貸主は修繕義務を負わないとする規定及び借主自身が修繕を行うことを認める規定がありませんでした。

改正民法では、借主が故意又は過失で物件を傷つけた場合には、貸主は修繕義務を負わない事が明記されました。また、その他の場合において、修繕が必要であることを貸主に通知もしくは貸主が修繕の必要があることを知ったにもかかわらず相当な期間内に修繕をしないとき、あるいは急を要する事情があるときには借主が修繕をすることが出来るようになります。

③賃貸終了時の借主の原状回復義務の明文化、④敷金の定義と返還時期の明文化については、来月号でご説明いたします。

(AMT 研究室：野村敦子・志村智江・雨谷博美)

#### 今月の格言

う か あらそ た にん そんなちよう  
**売るにも買うにも争わず他人を尊重す**

人生・家庭・職場の羅針盤

この格言は、物品を売買する際の心得を説いたものです。買い手が良いものを必要以上に安く求めたり、売り手が粗悪な品をより高く売ろうとすることは、利己心の表れです。その結果、お互いが相手に対して不信感を持つようになり、お互いの人格を損ない、お金も品物もその価値が十分に発揮されていないこととなります。

最高道徳では、お互いの人格を尊重し、売る人は買う人の幸せを願い、買う人は売る人を信頼することを売買の基本とします。

「さわやか土曜塾」では最高道徳の格言を学んでおります。皆様のご参加をお待ちしております。

\*\* 10月のさわやか土曜塾 \*\*

日時：10月21日(土) 10:00~11:30

場所：辻堂図書館 会議室

会費：500円

詳細は雨谷・志村(智江)まで

発行・編集 宇久田進治税理士事務所/株経営センターグロウ

〒251-0042 藤沢市辻堂新町1-1-2 クロスポイント湘南6F

TEL 0466 (36) 0627

FAX 0466 (33) 4892

URL：<http://www.ukuta.net/>

\*\* 編集部では皆様に喜んでいただける紙面にしたいと思っております \*\*

お読みになったご感想、お読みになりたい記事等のご意見をお聞かせください。

(e-mail：[matsushita@ukuta.net](mailto:matsushita@ukuta.net) 又は上記FAXでお願いいたします。)

# お客様ご紹介

## 茅ヶ崎にある「慢性腰痛」専門整体院 一会-Ichie-様

今年8月に開業されたばかりの「一会-Ichie-」様をご紹介いたします。

「炭酸整体」は、湘南・茅ヶ崎市ではここでしか受けることができません。

「炭酸整体」についてはYoutubeで紹介されています。ご覧ください。

( 整体院 一会-Ichie- 様ホームページ : <http://seitai-ichie.com/> )



### 整体院 一会-Ichie- 様より 読者の皆様へご案内

整形外科や整骨院に10年以上通ったけど思ったより改善が見られない・・・

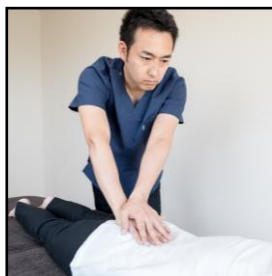
もうこの慢性腰痛は改善しないと諦めていませんか？

以下に1つでも当てはまるなら整体院 一会-ICHIE-がお役に立てます。

- ☑ 整形外科に行って「あなたの腰痛は骨や神経の問題だから、手術しかない」と言われ、もうこれ以上改善しないと諦めている
- ☑ 当たり前に出ていたことができなくなっている自分に落胆している
- ☑ 慢性腰痛を改善させて仕事に復帰したい
- ☑ 孫を抱っこしたり、一緒にかけっこをしてあげたい
- ☑ 家族や職場で私の慢性腰痛の痛みを分かってもらえない
- ☑ 本当に信頼できる先生と出会いたいと思っている
- ☑ 自分が元気でないと家族に迷惑がかかる



もしあなたが上記のような慢性腰痛に対する悩みを抱え、その悩みをで解決したい！とお考えであれば、整体院 一会は必ずあなたのお役に立てます。



当院の施術であなたの辛い慢性腰痛を改善しませんか？

ぜひ当院へお電話ください！

## 070-1373-4260

通常初回 8,000 円が今だけ驚きの 75%OFF

## 今なら 1,980 円のお試し価格！

湘南で唯一の「炭酸と筋膜リリース」を組み合わせた新しい整体！

茅ヶ崎駅から徒歩3分

「慢性腰痛」専門

整体院 一会-ICHIE-

院長 中村 一貴

完全予約制 10時～21時まで

茅ヶ崎市新栄町 8-8 コジマビル 603号室

